	z　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅸ N＝370.37×｛（ab－aa）／aa｝×（1／9）＋4.56 ｛（ab－aa）／aa｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） O　次の算式Ⅹによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅹ O＝251.57×｛（ad－ac）／ac｝×（1／8）－1.28 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／8）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅹの符号 ac　令和５年に内閣府が公表した平成23年度及び平成24年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和５年に内閣府が公表した令和元年度及び令和２年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］	z　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成28年６月１日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅸ N＝149.81×｛（ab－aa）／aa｝×（1／7）－0.67 ｛（ab－aa）／aa｝×（1／7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を含む。） ab　経済センサス基礎調査規則（平成31年総務省令第46号）によつて令和元年６月１日から令和２年３月31日までの期間に調査して公表された民営事業所数 O　次の算式Ⅹによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅹ O＝266.67×｛（ad－ac）／ac｝×（1／7）－3.37 ｛（ad－ac）／ac｝×（1／7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅹの符号 ac　令和４年に内閣府が公表した平成23年度及び平成24年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ad　令和４年に内閣府が公表した平成30年度及び令和元年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］
市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.329 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その	市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.331 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その